

生駒市議会規則第1号

生駒市議会傍聴規則及び生駒市議会事務局規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和5年3月31日

生駒市議会議長 吉村 善明

生駒市議会傍聴規則及び生駒市議会事務局規則の一部を改正する等の規則
(生駒市議会傍聴規則の一部改正)

第1条 生駒市議会傍聴規則(昭和46年11月生駒市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

交付年月日		備考	を
交付番号			
返 還			

交付年月日		備考	に
交付番号			
返 還			

※ 記載内容は、議事の円滑な進行や議事終了後の退出管理のため
のみ利用します。

改める。

(生駒市議会事務局規則の一部改正)

第2条 生駒市議会事務局規則(平成2年3月生駒市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第 8 条庶務調査係の項中第 1 9 号を第 2 0 号とし、第 1 8 号の次に次の 1 号を加える。

(19) 議会の個人情報の保護制度に関すること。

(生駒市議会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止)

第 3 条 生駒市議会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成 1 1 年 1 2 月生駒市議会規則第 2 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。